

# マサバ太平洋系群資源回復計画

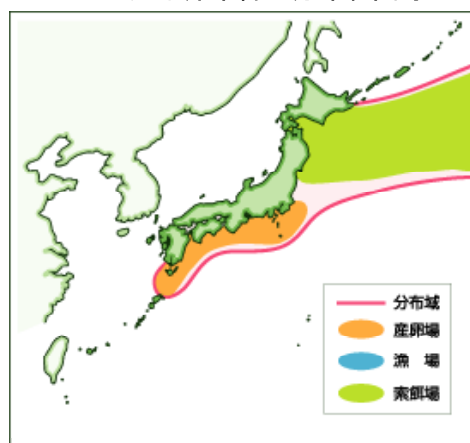
(平成15年10月23日公表)  
(平成17年6月3日一部変更)  
(平成18年4月28日一部変更)  
(平成20年3月28日一部変更)  
(平成22年3月30日一部変更)

## 1. 資源の現状と資源回復の必要性

### (1) 資源の特性と資源水準の現状

マサバ太平洋系群は我が国周辺水域に分布回遊する重要な多獲性浮魚である。成魚は冬～春に主に伊豆諸島周辺海域で産卵後北上し、夏～秋には三陸～北海道沖に索餌回遊する。未成魚(0歳、1歳と2歳の一部)は主に房総～常磐海域で越冬し、索餌のため春には三陸～北海道沖へ北上を開始する。熊野灘から土佐湾の沿岸域で産卵する地域群の存在も推定されているが、卵稚仔の出現状況などから見て我が国太平洋側に分布するマサバ資源は同一系群と考えられる。

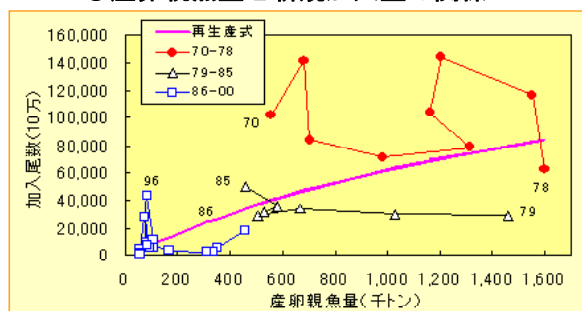
#### ○マサバ太平洋系群の分布範囲等



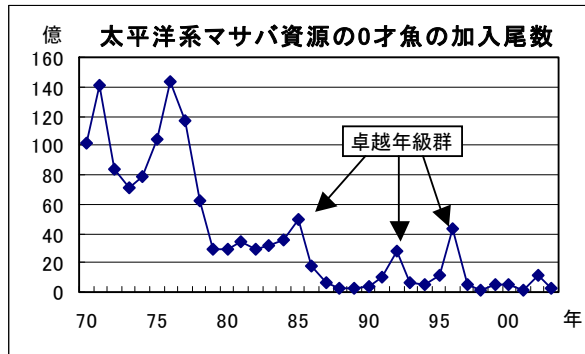
(出典) TAC・TAE対象魚種の資源評価・平成14年度版：水産庁

多獲性浮魚は一般的に大規模かつ長期的な資源変動を示すとともに、低・中水準期から高水準期への移行には卓越年級群の発生が大きく関与することが知られている。本系群でも数年間隔で卓越年級群の発生が確認されており、1990年代には産卵親魚量が5～11万トン(推定値、以下同じ。80年代は50～60万トン)と低い水準にある中、1992年(28億尾、翌93年6億尾)、1996年(43億尾、翌97年5億尾)に卓越年級群の発生が確認されている。しかしながら、これら卓越年級群の発生にもかかわらず、当時の未成魚の多獲により産卵親魚量は回復せず、低水準のまま現在まで推移している。

#### ○産卵親魚量と新規加入量の関係



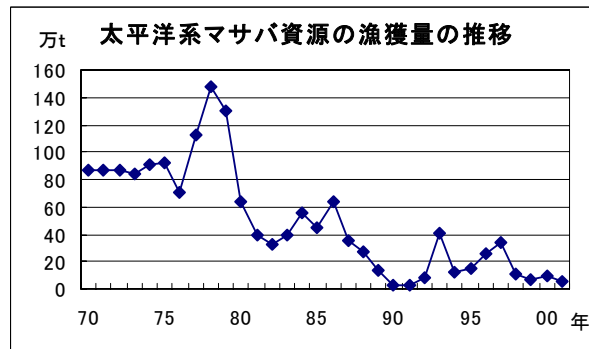
出典：水産総合研究センターホームページ



(出典) 我が国周辺水域の漁業資源評価：平成15年9月、水産庁増殖推進部 他

## (2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

マサバ太平洋系群は、三陸から常磐海域では主として秋～春にかけ大中型まき網漁業により、伊豆諸島周辺海域では主として冬から春にサバたもすくい網漁業により、また、熊野灘や紀伊水道などでは主として周年まき網漁業により漁獲されているほか、太平洋岸各地の沿岸域で棒受け網漁業や定置網により漁獲されている。漁獲量は1978年の147万トン进行ピークにその後徐々に低下し、1990年には2万トン程度まで減少した。その後、1992年と1996年に発生した卓越年級群により30万トン程度の漁獲をあげた年もあったが、当時の未成魚の多獲により資源回復は図られず、低い漁獲水準のまま現在まで推移している。



(出典) 我が国周辺水域の漁業資源評価：平成15年9月、水産庁増殖推進部 他

このように、これまでの卓越年級群の発生にも拘わらず、的確な発生予測や発生確認後の広範囲に亘る操業体制の迅速な整備が困難であったこと等から未だ資源回復に至っておらず、このため、今後、複数年にわたる計画期間を設定し、卓越年級群の発生に備えた操業管理体制を前もって整え、卓越年級群の発生時には、このタイミングを逸することなく大量の未成魚を保護するとともに、それらが親魚に成長した後も適切な管理を行うことにより、資源回復に必要な数量の産卵親魚を確保して、資源の回復を図ることが必要となっている。

## 2. 資源の利用と資源管理等の現状

## (1) 関係漁業等の現状

### ① 関係漁業等の現状

マサバ太平洋系群は、8割程度が大中型まき網漁業（1998-2002年の5年平均、「我が国周辺水域の漁業資源評価」平成15年9月：水産庁増殖推進部他）、1割程度が定置網漁業（同）で漁獲されているほか、中型まき網漁業、サバたもすくい網などでも漁獲が行われている。主体となっているまき網漁業の近年の特徴としては、①三陸から常磐海域の大中型まき網漁業は未成魚を主体に漁獲していること、②太平洋南区（和歌山～宮崎県）や熊野灘で操業するまき網漁業のサバ類に占めるマサバの割合はかなり小さいものとなっていることがあげられている。

県別・業種別の許可隻数の現状

漁業種類	大中まき	中まき	サバたも	大型定置網
県名	隻数*1	隻数*2	隻数*3	免許数*4
北海道	3			1,023
青森	11(1)			20
岩手				95
宮城	11(1)			46
福島	12(3)	1		1
茨城	22(5)	1		1
千葉	18	60(11)	42(35)	12
東京		4	0(3)	
神奈川		10	59(21)	29
静岡	6(1)	14	39(17)	16
その他	22	147(5)	8(1)	169

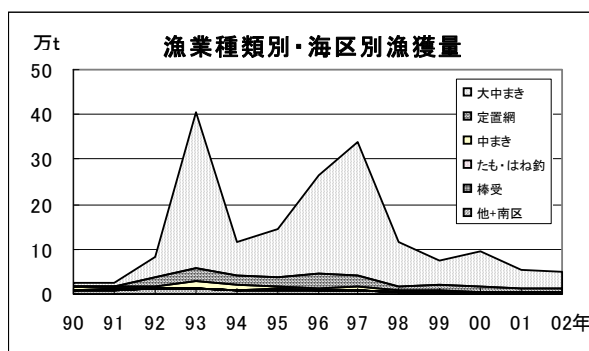
\*1：2002年の太平洋海区（許可区分）の根拠地別数値、（）内は認可数、その他の県には日本海沿海県も含む。

\*2：2002年の太平洋海区（許可区分）の根拠地別数値、（）内は認可数、その他の県は太平洋沿海県のみ。

\*3：2000年の東京都、千葉県及び静岡県海面における操業許可数（根拠地別。実漁船数では、同一漁船で複数海面の許可を有する場合による重複あり）、（）内は未利用枠数、その他の県は岩手県、福島県、茨城県

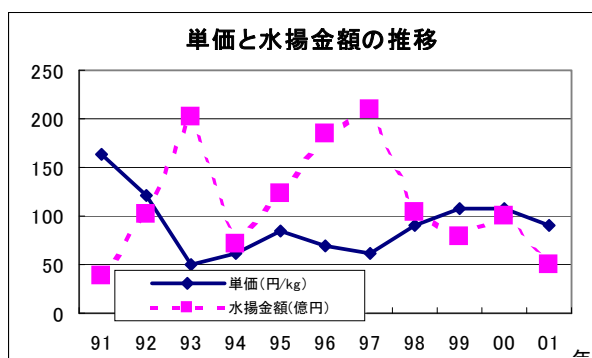
\*4：2000年の太平洋沿海県における大型定置網免許数、その他の県は太平洋沿海県のみ

### ② 漁獲量、漁獲金額の推移



(出典) 我が国周辺水域の漁業資源評価：平成15年9月、水産庁 増殖推進部 他

(注) 「その他+南区」以外は太平洋北・中区（生産統計海域であり、三重県以東の太平洋沿岸沖合水域）の数値



(注) 単価は「水産物流通統計年報：平成15年1月、農林水産省統計情報部」の「産地品目別上場水揚量・価格」による。  
水揚金額はこの単価に上記の漁獲量を掛けたもの。

### ③漁業形態及び経営の現状

まき網漁業は、網船の大きさにより大中型まき網漁業（大臣指定漁業）と中型まき網漁業（法定知事許可漁業）に分かれるが、概ね、網船、探索船及び運搬船からなる船団で構成され、アジ、サバ（マサバ及びゴマサバ）、イワシ等の多獲性浮魚を主対象に操業を行っている。大中型まき網漁業のうち一部の船では時期によってかつお類を対象とした操業を行っているが、サバなどの多獲性浮魚を対象とした操業では複数種をひと網で漁獲することも多く、特に、本計画対象種であるマサバ太平洋系群は、通常、資源状態が中位・横ばいにある太平洋系ゴマサバ資源と一緒に漁獲されており、両者を分離漁獲することは困難となっている。また、船団操業のため多額の経費を必要としているが、近年における主漁獲対象種の水揚量減少を受け、経営状況は総じて悪化している。

サバたもすくい網漁業は、房総沖から伊豆七島沖で1月から7月にかけてマサバ及びゴマサバを対象に操業を行っているが、近年のマサバが不漁であることから、ゴマサバが主な漁獲物となっている。

なお、定置網はその性格からサバ（マサバ及びゴマサバ）以外にも多くの魚種を漁獲しており、全漁獲量に占めるサバの割合は全国ベースで見た場合、大型定置網漁業で1割程度（2001年）となっている。

### ④消費と流通

マサバとゴマサバは外見が非常に類似していることから、各種統計等ではサバ類として一括して取り扱われている。このため、マサバの流通形態別出荷状況をサバ類で見た場合、用途別では49%が食用向け（2001年、水産物流通統計年報）となっており、そのうち20%が生鮮向け、食用加工向けが18%となっている。

サバ類の主要漁港別用途別出荷量（2001年）

（単位：千t）

漁港名	生鮮食用	食用加工	非食用	合計
八戸（青森）	4.2	13.3	0.5	18.0
宮古（岩手）	0.1	0.1	0.1	0.3
気仙沼（宮城）	0.5	0.1	0.5	1.2
石巻（宮城）	5.1	5.6	14.7	25.3
小名浜（福島）	1.6	2.7	10.0	14.3
銚子（千葉）	2.3	2.5	53.7	58.5
三崎（神奈川）	0.2	0.1	0.1	0.3
沼津（静岡）	7.4	9.2	1.8	18.5

## (2) 資源管理等の現状

### ① 関係漁業の主な資源管理措置

#### ア) 漁獲可能量管理（公的管理）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年6月14日法律第77号）」に定める第1種特定海洋生物資源として、対馬暖流系マサバ資源及び全国のマサバ資源と合わせ、「サバ類」として一括して漁獲の数量管理が行われている。

#### イ) 操業規制

マサバを採捕する各種漁業においては、漁業法等による操業期間・区域の設定、使用漁具等の公的規制措置が実施されるとともに、その他、自主的な管理措置も実施されている。

### ② 遊漁の現状

マサバは、遊漁船、プレジャーボート、防波堤等からの釣りによって採捕されているが、マサバだけに特化した釣りはなく、他の魚種に混ざっての採捕となっている。遊漁船によるサバ類の採捕については、青森県から三重県（生産統計上太平洋北及び中区）で673トン（「平成14年遊漁採捕量調査結果の概要（平成15年4月：統計情報部）」）との調査結果がある。

### ③ 資源の積極的培養（栽培漁業、漁場造成等）

主として沖合域に分布・回遊する多獲性浮魚類であるため、種苗放流や漁場造成等は特に行われていない。

### ④ 漁場環境の保全措置

主として沖合域に分布・回遊する資源であるため、漁場環境の保全措置は特に行われていない。

## 3. 資源回復の目標

本資源の高水準での持続的利用を可能とするためには、安定的な再生産（新規加入）の維持に必要な産卵親魚量45万トン以上の確保が必要とされている。一方、現在の資源水準（産卵親魚量約8万t：平成15年度推定値）及び資源回復措置の漁業経営に及ぼす影響を考慮した場合、必要な親魚量を短期間で確保することは困難となっており、複数回の卓越年級群の発生を利用し、段階的に資源回復を図っていくことが必要となっている。このため、平成23年度までの取組により、本計画終了時の産卵親魚量を18万トン水準以上とすることを本計画の目標とする。

なお、資源状況により更に産卵親魚量を回復することが可能な場合は、45万トンにできるだけ近づく水準にまで回復を図ることとする。

## 4. 資源回復のために講じる措置と実施期間

### (1) 漁獲努力量の削減措置

本計画期間においては、当初、卓越年級群を中心とした未成魚の保護のため、これらを漁獲対象の一部としている太平洋北部水域（許可区分水域で千葉県野島埼以東）の大・中型まき網漁業を主対象として資源回復に取り組むこととし、さらに、これら未成魚が成長した段階で産卵親魚としての保護が必要となってくることから、本計画の実施状況や資源の回復状況等を踏まえつつ、対象水域の太平洋中・南部水域への拡大や、大・中型まき網漁業以外の漁業についても、関係漁業者との協議を経て、逐次資源回復のための措置を講じていくこととする。

具体的には、太平洋北部水域の大・中型まき網漁業による漁獲努力量の削減は、休漁等により実施し、また、産卵親魚の来遊量が増大し産卵親魚保護の必要性が認められた場合には、太平洋中部水域の大・中型まき網漁業、中型まき網漁業及びさばたもすく

い網漁業等において、それぞれの地域や漁業種類ごとに、関係漁業者の合意の下、その来遊状況等に応じて、産卵親魚保護のため休漁、漁場移動等の措置を行う。

対象漁業種類	管理内容	措置内容	実施年
大中まき網 (太平洋北部)	未成魚・ 親魚保護	操業日数削減 (休漁、減船) 年によって 10-30%削減	平成15 ～5年間
		休漁、操業時 間制限等 年によって 10-30%削減	平成20 ～4年間
大中まき網 (太平洋中部)	親魚保護	休漁等	平成18 ～6年間
中型まき網 (太平洋中部)	親魚保護	休漁等	平成18 ～6年間
大中・中型まき網 (太平洋南部)	親魚保護	資源の状況を見極めつつ 今後協議	
サバたも網等	親魚保護	休漁・漁場移動 等	平成18 ～6年間
定置網	(今後協議)	資源の状況を見極めつつ 今後協議	

## (2) 資源の積極的培養措置

特になし

## (3) 漁場環境の保全措置

特になし

## 5. 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本計画に基づく漁獲努力量の削減措置の実効性が阻害されるような場合には、漁業法に基づく委員会指示等により適切な規制を課すこととする。

## 6. 資源回復のために講じる措置に対する支援策

### (1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

目 的	事業名及び内容
一部休漁による操業隻数の削減	資源回復計画推進支援事業（休漁期間中の漁業経営の維持に必要な経費の助成）

減船による隻数の削減	資源回復推進等整備事業（資源水準に見合った漁業の体制を構築するために実施する減船等の事業を円滑に行うための助成）
------------	--

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置  
該当なし

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置  
該当なし

7. 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

国及び県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

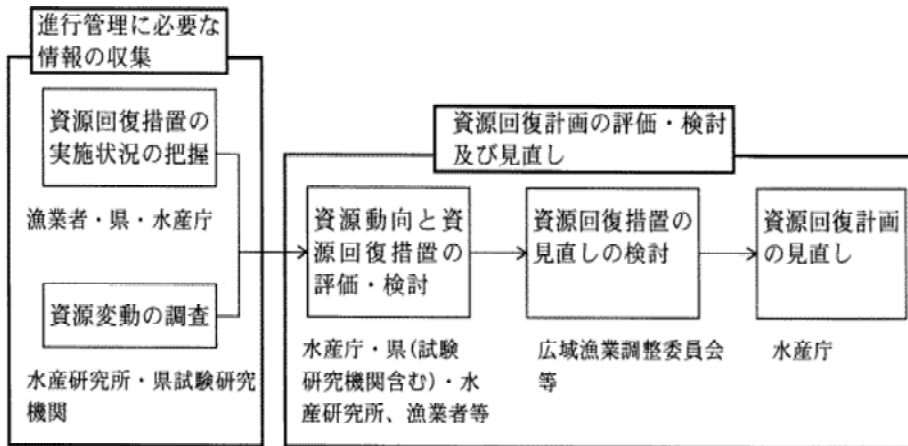
(2) 資源の動向調査

国は、関係都県と連携して対象資源について調査・評価体制を構築して、新規加入及び資源の状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

国は、毎年の資源調査及び評価、漁獲状況や資源回復措置を実施状況を踏まえ、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じ計画内容の見直しを行う。

(4) 進行管理に対する組織体制



8. その他

本資源回復計画は国内で広く消費されているマサバを対象としたものであり、国民に対する水産物の安定供給を確保する上で重要な位置を占めるものであることから、国民の理解を得つつ、資源回復計画期間中及び将来における需給関係にも配慮しながら計画を進めていくこととする。

また、平成17年春から開始される、大中型まき網漁業のミニ船団化試験操業の成果を踏まえ、計画を進めていくこととする。

なお、本計画終了後においても自立的な資源の維持管理が図られるよう、計画期間内に管理体制の検討等、所要の検討を行うものとする。